令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

登記所　指定の効力が生ずる日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十九号）の規定によりその商業登記の事務が静岡地方法務局において取り扱われることとなつた当該法人の申請又は請求があつた場合の静岡地方法務局藤枝支局　平成二十七年一月十三日

附　則

この告示は、平成二十六年十二月二十六日から施行する。

○外務省告示第四百九号

平成二十六年十二月十二日にニューヨークで、ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国及びルワンダ共和国における村落環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

平成二十六年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　村落環境整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億四千七百万円

3　署名者

日　本　側　吉川元偉国際連合日本政府代表部大使

国際連合側　チャンドラモウリ・ラマナサン国際連合副財務官

○外務省告示第四百十号

平成二十六年十二月十五日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

平成二十六年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在モルディブ大使

モルディブ側　ドゥニャ・マウムーン外務大臣

平成二十六年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百十一号

平成二十六年十二月十五日にトビリシで、グルジア政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグルジア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　貝谷俊男在グルジア大使

グルジア側　ノダル・ハドゥリ財務大臣

平成二十六年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	一六トン
四	二八、五七七トン
五	九一一トン
六	二六トン
七	一○トン
八	一トン
九	二六、三五六トン
一○	四、二三五トン
一一	一○、六五七トン
一二	四七、六五六トン
一三	四、○八三、○四二トン
一四	八六一、三○二トン
一四の二	三八○、三七五トン
一五	三○八トン
一六	四、八二五トン
一七	九○、七一一トン
一八	一一、三八一トン
一九	六○一トン
二○	五○七トン
二一	一七、七四四トン
二二	二七七トン
二三	四、一五七トン
二四	一六トン
二五	○トン
二六	三、七二○トン
二七	九、一三三トン
二八	一○・二トン
二九	三一三トン

○文部科学省告示第百九十八号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第一条の規定により、小学校又は中学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を次のとおり認定したので、在外教育施設の認定等に関する規程第二十二条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

名称	位置	設置者
プノンペン日本人学校（小学部及び中学部）	カンボジア国プノンペン	カンボジア日本人会

○財務省告示第三百九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十五万四千六十四トン

二　冷凍牛肉　二十一万七千九百五十四トン

○財務省告示第三百九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十三万五千二百七十三トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十三万五千二百九十一トン

○財務省告示第三百九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第二八項に係る物品についての平成二十六年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年一月一日